シンプルｅでんき

（個別約款）

2026 年 11 月 1 日実施

東北電力フロンティア

目　　次

1　適用条件 …… 1
2　個別約款の変更 …… 1
3　契約期間 …… 3
4　適用期間 …… 4
5　契約種別 …… 4
6　料　　金 …… 4
7　料金その他の取扱い …… 6
8　日割計算 …… 7
9　解約の取扱い …… 7
10　そ　の　他 …… 8

附　　則 …… 9
別　　表 …… 11

1　適 用 条 件

(1)　この個別約款は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用するお客さまが、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に基本約款とあわせて適用いたします。

なお、シンプルｅでんき 定額 350（電化）およびシンプルｅでんき 定額 150（ガス併用）については、この個別約款実施の際現に個別約款のシンプルｅでんき 定額350（電化）またはシンプルｅでんき 定額150（ガス併用）（2026 年 4 月 1 日実施）の適用を受けている場合に基本約款とあわせて適用いたします。

イ　東北電力ｅソライフ株式会社（以下「ｅソライフ」といいます。）が提供するあおぞらチャージサービスの適用を受けるお客さまが同一の需要場所でこの個別約款の適用を希望されること。

ロ　この個別約款によって算定された料金とｅソライフが定めるあおぞらチャージサービス約款（以下「サービス約款」といいます。）によって算定された料金（以下「サービス料金」といいます。）を、当社が合算してお客さまに請求することを承諾していただくこと。

ハ　契約電流、契約容量または契約電力（この場合、10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が、原則として 50 キロワット未満であること。

(2)　この個別約款は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

2　個別約款の変更

(1)　当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この個別

約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によります。

イ　託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この個別約款を変更する必要が生じた場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの個別約款を変更いたします。

なお、この個別約款を変更するまでの間、この個別約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ　サービス約款の変更により、この個別約款を変更する必要が生じた場合

この場合、当社は、変更後のサービス約款をふまえこの個別約款を変更いたします。

ハ　消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの個別約款を変更いたします。

ニ　イ、ロおよびハ以外の事由であって、電源調達費の変動または社会情勢の変化等、合理的な理由により、この個別約款を変更する必要が生じた場合

(2)　当社は、この個別約款の変更を行なう場合は、この個別約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3　契 約 期 間

契約期間は、基本約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

(1)　契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、4（適用期間）の終期が属する年度の契約期間は、当該年度の始期から、4（適用期間）の終期までといたします。

(2)　契約期間満了に先だってお客さままたは当社から需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この個別約款による需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。なお、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあり

ます。

(3)　契約期間満了に先だって、原則として当社が提供する他の需給契約に変更することはできません。

4　適 用 期 間

適用期間は、料金適用開始の日から、ｅソライフが提供するあおぞらチャージサービスの適用が終了するまでの期間といたします。

5　契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

	契 約 種 別
従量制プラン	シンプルｅでんき 使った分だけ（電化）
	シンプルｅでんき 使った分だけ（ガス併用）
定額制プラン	シンプルｅでんき 定額 350（電化）
	シンプルｅでんき 定額 150（ガス併用）

なお、シンプルｅでんき 使った分だけ（電化）またはシンプルｅでんき 定額 350（電化）の適用を希望される場合は、需要場所における給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなっていただくものといたします。この場合、当社は、必要に応じて電気機器に関する資料を提出していただくことがあります。

6　料　　金

(1)　従量制プラン

料金は、その 1 月の使用電力量によって算定された従量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整

額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約種別	従量料金 （使用電力量 1kWh につき）
シンプルｅでんき 使った分だけ（電化）	41 円 48 銭
シンプルｅでんき 使った分だけ（ガス併用）	44 円 56 銭

(2)　定額制プラン

料金は、1 月につき定額料金、従量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユ

ニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約種別	定額料金 （1契約につき）	従量料金 （定額電力量をこえる使用電力量1kWhにつき）	定額電力量
シンプルｅでんき 定額350（電化）	14,186円16銭	41円48銭	350kWh
シンプルｅでんき 定額150（ガス併用）	6,238円40銭	44円56銭	150kWh

7　料金その他の取扱い

当社は、サービス料金の回収代行業務をｅソライフより受託し、この個別約款によって算定された料金とサービス料金（以下「合算料金」といいます。）をあわせてお客さまに請求いたします。

なお、合算料金の支払義務および支払期日は、基本約款23（料金の支払義務および支払期日）に準ずるものといたします。また、合算料金の支払方法は、基本約款24（料金その他の支払方法）にかかわらず、次のとおりといたします。

ただし、お客さまが合算料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、サービス料金は、サービス約款に定めるところによるものといたします。

(1)　料金については毎月、原則として当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくこととし、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

　この場合、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(2)　工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

(3)　当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特

別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(1)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4)　料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

8　日 割 計 算

(1)　当社は、基本約款 21（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　定額料金は、別表 4（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ　従量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間の使用電力量に応じて算定いたします。

ハ　定額電力量は、別表 4（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2)　基本約款 21（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

9　解約の取扱い

(1)　お客さまがあおぞらチャージサービスを解約しようとされる場合またはｅソライフがあおぞらチャージサービスを解除することが明らかになった場合には、当社は、この個別約款にもとづく需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(2)　(1)により需給契約を解約する場合には、当該一般送配電事業者等は、解約日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、当該一般送配電事業者等があらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

10　そ　の　他

その他の事項については、基本約款によるものといたします。

附　　則

1　実 施 期 日

この個別約款は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2　災害救助法が適用された場合等の料金割引に係る特別措置

シンプルｅでんき 定額350（電化）およびシンプルｅでんき 定額150（ガス併用）における基本約款附則 3（災害救助法が適用された場合等の特別措置）(2)イの割引の対象は、定額料金といたします。

3　この個別約款の実施にともなう切替措置

本則 6（料金）に定める料金は、2026 年 11 月の検針日以降に使用される電気に適用するものとし、2026 年 11 月の検針日の前日までに使用される電気（需給開始日がこの個別約款実施の日以降となる場合を除きます。）に適用する料金は、本則 6（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1)　従量制プラン

料金は、その 1 月の使用電力量によって算定された従量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別

表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約種別	従量料金 （使用電力量 1kWh につき）
シンプルｅでんき 使った分だけ（電化）	39 円 14 銭
シンプルｅでんき 使った分だけ（ガス併用）	42 円 51 銭

(2)　定額制プラン

料金は、1 月につき定額料金、従量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約種別	定額料金 （1 契約につき）	従量料金 （定額電力量をこえる使用電力量 1kWh につき）	定額電力量
シンプルｅでんき 定額 350（電化）	13,379 円 60 銭	39 円 14 銭	350kWh
シンプルｅでんき 定額 150（ガス併用）	5,937 円 67 銭	42 円 51 銭	150kWh

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る検針期間の始期から翌年の4月の料金に係る検針期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る検針期間の始期から翌年の4月の料金に係る検針期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む検針

期間の終期といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0259

β＝0.2563

γ＝0.8915

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ｲ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (83{,}500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83{,}500\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る検針期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る検針期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る検針期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る検針期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る検針期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る検針期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る検針期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る検針期間

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る検針期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭7厘

(3)　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

3　離島ユニバーサルサービス調整

(1)　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ｲ)　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(79,300\text{円}-\text{離島平均燃料価格})\times\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ)　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格}-79,300\text{円})\times\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ)　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(119,000\text{円}-79,300\text{円})\times\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間

に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る検針期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る検針期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る検針期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る検針期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る検針期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る検針期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る検針期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る検針期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る検針期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る検針期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る検針期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る検針期間

ニ　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2)　離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘

(3)　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当

たりの平均原油価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をお知らせいたします。

4　日割計算の基本算式

(1)　定額料金の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2)　定額電力量の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{6（料金）(2)に定める定額電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、日割計算後の定額電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3)　基本約款 21（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、(1)および(2)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

(4)　電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)、(2)および(3)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ　検針期間の日数

(ｲ)　電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間の日数といたします。

(ﾛ)　需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間の日数といたします。

ロ　暦　日　数

(ｲ)　電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。

(ﾛ)　需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。